

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2023 年 4 月 7 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 006-0022

住所

札幌市手稲区手稲本町2条1丁目4-5

電話番号 011-299-2931

評価機関名 サード・アイ合同会社

認証番号 北海道 20-001

代表者氏名 鈴木 正子

下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	鈴木正子	総合	第0129号
	(2)	村上悟	総合	第0215号
	(3)	佐藤みどり	総合	第0262号
	(4)	川本裕子	福祉医療保健	第0031号
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	にき保育園			
設置者名称	社会福祉法人よいち福祉会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2022 年 11 月 14 日	～	2023 年 3 月 21 日	
利用者調査実施時期	2022 年 11 月 16 日	～	2022 年 11 月 22 日	
訪問調査日	2023 年 2 月 22 日			
評価合議日	2023 年 3 月 4 日			
評価結果報告日	2023 年 4 月 7 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				



北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人よいち福祉会

代表者氏名：亀尾毅

所在地：〒046-0003 北海道余市郡余市町黒川町19丁目1番地2

Tel 0135-22-5350

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点
別紙による。

◇改善を求められる点
別紙による。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

感染症予防の中、短い時間での評価受審となりました。もう少し時間をかけることができれば、さらに改善点につながるアドバイスもいただけたと思います。今回の助言や評価をもとに今後改善につなげ、保護者や地域に貢献できる保育園運営を目指したいと考えています。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント
別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり



評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念、基本方針については、保育園のパンフレット、事業計画に掲げられている。職員に対しては毎年度初めに職員会議で共有している。また、保護者には入園時にしおり等を使い説明している。地域等に対しては、ホームページに掲載している。前回の受審後には入園時以外にも保護者へ理念・基本方針の説明を行った。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	事業所は、「仁木町子育て支援拠点施設整備計画」中の保育園として運営にあっている。仁木町の保育園入所待機児童ゼロを目標として、子ども数と保護者の保育ニーズ等を把握・分析している。土地・建物は町所有なので、保育所運営に集中できる利点を活かした更なる分析力にも期待したい。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c	幼少児から年長児までの健康管理の観点から保育クラスの全てに空気清浄機や冷房設備を設置している。保育環境整備に関しては、職員からの要望を取り入れ、子ども数の増加に対応して保育室の増設を行った。しかし、保育の内容や職員の人材育成等の現状分析にも課題は少なくない。課題に対して具体的な対応策が望まれる。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	法人事業計画書の冒頭に中・長期的ビジョンととれる記載はある。しかし法人の単年度事業計画を数年に渡って連続して読みつなげなければ把握できない。園に関しても同様なので、中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定が望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	中・長期計画がないものの、「仁木町子育て支援拠点施設整備事業」により複合施設の建設と子育て施設環境の充実を目指している。令和4年の単年度事業計画では、重点的な取り組みとして保育内容の充実を5点、職員育成と資質向上を3点、食育に関しては2点、地域における公益的な取組として2点、をあげている。しかし、中・長期計画がないため単年度の積み重ねとなっている。単年度計画は、当該評価基準の次項目で要求される内容の見直しができるように作成することが望まれる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 毎年度の事業計画作成は、2月から3月にかけて主任が職員の意見をまとめ園長に報告して事業計画を策定している。職員に対しては、年度始めの職員会議で、事業計画と事業報告の説明がされている。事業計画の策定プロセスは、主任以外の職員には関わっている感が薄い。行事だけではなく、日頃の保育業務そのものが計画策定に重要であることを自覚できる仕掛けにも期待したい。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b 事業計画は、園のホームページではなく、法人運営全般のページに掲載があり、保護者等には見つけにくい面がある。コロナ禍では中止されているが、前回の受審以後は、保護者へ事業計画の説明があった。事業計画は年間行事だけではないので、保護者に園の保育理解を促すような周知が期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b 全国保育士会発行「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を全職員で実施した。2022年度に始めたばかりなので自己評価に対する評価には着手していない。当該評価基準項目8番は、園全体の組織としてのPDCAである。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」をP（計画）とするのであれば、次のDCAをどのように展開していくかの流れを決めておくことが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c 2011（平成23）年の評価結果は道外の評価機関の受審であり公開されていない。しかし、2016（平成28）年の北海道福祉サービス第三者評価として公表がある。今回は2回目の道内での正規の受審となる。受審結果を活かすとともに、前項目の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」実施後の展開が望まれる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b 「Jアラート等緊急事態対応マニュアル」「原子力災害対応マニュアル」「非常災害対策計画」の組織図に、自衛消防隊長と災害対策本部長を兼務して、園の指揮をとることになっている。有事に際しては、園長及び主任が同時刻に不在にならないように勤務表を作成している。年度始めの職員会議の他、園長は普段から自身の考えを職員に伝えている。常勤と非常勤、パート勤務の職員を束ねるには個々の信頼と協調は欠かせない。今後も園長として管理業務に集中できるように、職員が管理職の役割と責任を更に理解されるように働きかけることが期待される。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	園長は、保育園以外の福祉事業所の職務経歴を持ち見識が広い。日頃より、組織運営上必要な法令等の理解に努めている。必要に応じて、職員会議などで法令に留まらない諸規定や通知の変更点等を伝えて説明している。但し、コロナ過もあり、子どもの権利擁護や虐待防止に関する研修は未実施である。職員の勤務形態により研修受講が困難な場合にも備えて、代替措置を講ずることが期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	保育の質向上のために、園長として保育士の意見を聞いている。現場の悩みは、フリー保育士と各年齢担当保育士から主任へ相談する流れがあり、全体共有すべき事項は職員会議にかけられる。コロナ禍では中止となっていたが、職員を交替で2名ずつ道外研修に派遣して最新の保育技術等を園に持ち帰られるようにしていた。職員からは研修受講の要望があり、ネットワーク回線を利用した研修を検討はしたが実施には至らなかった。コロナ過に限らず、代替で何らかの措置を講ずるといった指導力にも期待したい。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	子どもや職員の健康管理の観点から、全室に空調（冷房）を設置した。職員が保育に集中できるように、園内清掃は外部委託している。職員の改善案をもとに、おむつ交換・トイレの使用法・プライバシー配慮・部屋のレイアウト等を改善している。事務処理の効率化として法人がソフトウェアを導入している。法人は高齢者施設が多く、児童施設では使用する項目が該当しない場合が多い。しかし、保育園で使えるよう様式に改めて使用している。現在も刻々と、ICT化を進め業務改善と実効性を高めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c	法人ホームページに採用情報のコーナーがある。直近では、令和3年4月に募集要項が園の保育方針とともに掲載され、人材については近隣の町も含め広域で募っている。過去に退職者が増えたこともあったが、現在は落ち着いている。今後、園が目標とする保育の質を確保するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画を確立することが望まれる。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	「期待する職員像」を明確化して職員に伝えている。園長と職員の個別の面談は行っていない。また、人事考課は行っていない。保育クラス担当等の職員配置は、資格の有無、勤務年数や保育スキル能力等を考慮して決定している。保育園においてもキャリアパスが導入されて、全国的に勤務歴が長くなってきている。職員の雇用形態も含めて、将来を思い描ける総合的な人事管理が期待される。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b 常勤・非常勤とパート職員の勤務時間の調整をするために、個々の要望等を聞き取っている。シフトの時間割を以前の4パターンから5パターンに増やして作成して対応している。また、有給休暇取得を推奨し、取得時には職員が互いに補える勤務体制を整えている。園内設備に限界があり、休憩時間は子どものお昼寝時間に空いている保育室を利用して昼食を摂るなどしており、職員同士の交流が取りにくい。職員の悩み等の相談に対応できるように、主任や園長が直接言いやすい雰囲気努めている。今後、更なる職員の心身の健康と安全確保のためには、相談は園内に留まらない法人内でのハラスメントを含めた窓口の周知にも期待したい。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c 2022年度に職員全体としての質の向上のためのチェックリストを実施したが、それに基づいた面接や評価はまだ実施されていない。職員一人ひとりの個別の育成については今後の目標管理が望まれる
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c 事業計画に具体的な研修名の掲載はないが、職員の育成と資質向上に関しては、専門性向上に向けた研修の実施等が謳われている。コロナ禍のため外部研修が制限され、その代替となるオンライン研修も、新型コロナウイルス感染予防対策に追われたため、実施されなかった。外部研修のみが研修ではない。どのような状況にあっても職員が学べるように、研修の基本方針と計画を作成することが望まれる。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	c OJTとして、新任職員にはベテランの職員が同じクラスで保育業務をともにして学べるようにしている。しかし、外部研修にかわる内部研修などの別な教育の機会が検討されていない。全職員に研修の機会が確保されるように、計画へ明記することが望まれる。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 実習生の受け入れは、学校が用意した日程の予定表や実習にあたってのカリキュラム等をもとに担当の保育士と打ち合わせを行い進めている。現状として、実習内容についてのプログラムはあるが、マニュアルは整備されていない。つまり、実習生受け入れに関する基本姿勢がない。保育園には、保育に関わる専門職を育成する社会的責務があるので受け入れの基本姿勢を明文化することが期待される。同時に、実習生受け入れの担当保育士、職員への事前説明、実習生へのオリエンテーション等の体制を整えておくことが期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人ホームページに情報公開のページが設けられ、法人の予算決算書などの他に、園の事業計画・事業報告が掲載されている。事故報告と苦情相談は、高齢者施設の対応結果は載っているが、園に関しては法人の事業報告書ページを開かなければ見つけられず見逃しやすい。また、第三者評価結果は、掲載されていない。北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページやWAMネットを案内することや、園の情報にアクセスしやすいホームページにも期待したい。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人の規定に基づいて、園内で行っている会計業務は、年4回の内部監査によりチェックされている。また、法人本部では、園も含めた内部監査が行われている。外部監査に関しては、法人として実施していない。社会福祉法人は、法人の規模に関わらず、公正性と透明性を確保することが求められる。今後は、説明責任を果たす観点から、会計などの専門家を活用することが期待される。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	コロナ禍以前は、夜間に保育園を解放し、ダンス教室に場所を提供するなど地域との交流があった。また、近隣の小中学校の生徒が保育園を訪問、幼児との触れ合いや保育体験を行っている。保育計画には地域との交流が明記されている。単年度事業計画にも明文化して地域交流に力を入れようとしていたが、コロナ禍のため停滞している。2023（令和5）年度以降には同法人の高齢者施設での交流等も含めて、子どもと地域との交流が広がっていくことに期待したい。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	学校からの依頼文書をもとに、小学生の生活科学学習（まち体験など）としての保育体験や見学、中学生の職場体験学習の協力を行っている。仁木町の「子ども・子育て支援事業計画」にある保育園、学校教育において異年齢児とふれあう機会の拡大に応じている。保育園は、社会福祉に関する専門性のある地域の社会資源として、今後も学校教育への協力が役割として多くを求められる。協力時の思いがけない事故やトラブル防止のためには、小中学生の受け入れについての手順等のマニュアルを整えていくことを期待する。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	仁木町の子どもに関する会議や協議会には園長が出席している。保育園以外の子育て支援に関する社会資源リストとして、出席した会議や委員会の資料がファイルに加えられている。保育上、気になる子どもの発達に関しては、仁木町役場の関係窓口へ相談している。また、保健師からの保育園への問い合わせに応じている。児童相談所と協力した事例もあり連携が取れている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a 園として、「仁木町子ども・子育て会議」「仁木町の子どもを健やかに育てる制度指導連絡協議会」「仁木町特別支援教育連携協議会」「仁木町交通安全推進委員会」等の地域の会議に出席している。また、「保育園児童巡回相談結果等資料」をファイリングしている。身近には、同法人内の子育て支援拠点と園内職員、保護者等からの意見や要望等を地域の福祉ニーズとして把握している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b 法人内には多数の高齢者施設と2つの児童養護施設があり、令和4年4月1日現在の現況報告書には、保育園は園開放や学校の体験交流の他、仁木町での特別支援教育連絡協議会委員と交通安全推進委員を受託して貢献活動を行う、とある。コロナ過で活動が阻まれた交流活動の今後に期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	園の理念に、子どもの人権や個性を尊重した保育について明示している。研修の機会が乏しく、権利擁護に関して、職員が自らの保育を改める機会がなかった。園は、2022（令和5）年に「人権養護のためのセルフチェック」を全職員に行い、自己の振り返りをさせた。全体共有はこれからである。「子どもを尊重すること」「子どもの人権擁護」について、職員間で共通の理解となるために、話し合うことを期待する。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	乳児・幼児の職員会議でおむつ交換の場所、おねしょや失敗したときの配慮など話し合い、おむつ交換の場所等の工夫をしている。また、おむつ交換時は「気持ちよくなったね」と子どもに声をかけ対応している。保護者には、入園時にプライバシーについて説明している。保育士の言動で気になったことなどは職員間で話し合っている。しかし、園としてのマニュアル等の整備が不十分なため、プライバシーに配慮した保育としては十分とはいえない。今後は職員のプライバシー理解を深めた保育が実施されるよう、マニュアル等の十分な整備を期待する。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	「保育所要覧」等は、写真や図を使用され保育活動や園の平面図を掲載し、内容は適宜、見直しをしている。公共施設に「園のしおり」を置いて保護者が情報を入手できるようにしている。見学者へは、園長、乳児・幼児主任が対応にあたっている。各保育室の見学を行い「園のしおり」をもとに説明をしている。園は、第三者評価は定期的に受審する方針で今回は3回目になる。利用希望者の選択のためには、評価結果を公表することにも期待したい。

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	入園時は「園のしおり」にそって保育内容等の説明を行い、持ち物については、プリントに記載のエプロン、タオル等の現物を見せて説明している。配慮が必要な保護者への対応は、保護者の状況に応じて担任、主任、園長と段階を踏んで支援している。保育の変更については、乳児クラスから幼児クラスへと進級した時に変化することなどを保護者に説明し、同意を得ている。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	子どもの退園後も保護者が園に相談できることなどを口頭で伝えている。しかし、子どもが他の福祉施設を利用する際に配慮すべき点を記載した文書は定めていない。保育の継続性に配慮していくためには十分ではないため、引継ぎ文書を作成することを期待する。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	個人懇談会で家庭での様子や園への要望、意見など保護者から聞き取りをしている。日頃から保護者には、機会があるごとに声をかけ意見が出やすい雰囲気作りをしている。発表会等の行事アンケートは行っており、次回の改善につなげている。園として利用者満足を把握しているが、その向上に向けての方策としては十分ではない。今後、第三者評価の利用者調査を活用するなどの定期的な調査を行うことで保護者の満足度向上に結びつけることを期待する。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	第三者委員の連絡先は、保護者の見やすい玄関横に掲示し、入園時に「園のしおり」をもとに苦情解決のしくみについて説明している。苦情内容は、感染予防対策のことや友だち同士のトラブルなどがあり、対応策を講じて改善につなげている。苦情解決状況は法人のホームページで公表しているが、情報公開のページではなく法人の事業報告書の中にあるためアクセスしにくい。今後、苦情解決の仕組みを身近に機能させていくために、ブログや園だより等で周知していくことを期待する。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	保護者の相談、意見については、日頃より保護者とのコミュニケーションを園として心がけている。保護者がいつでも相談や意見が言えるように子どものクラス担任や主任、保育士や園長などの職員でも応じるように申し合わせている。前回の第三者評価で、意見箱の設置場所は、職員室から見えるため保護者が活用しにくいなどの指摘を受けていたが、そのままになっている。今後は、相談や意見について複数の方法（意見箱の設置場所等）や相手を自由に選べることをわかりやすく記載した文書を作成して周知することを期待する。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者からの相談や意見に対しては、担任から乳児・幼児主任へ、主任から園長へと流れを決めて対応できるようにしている。コロナ禍で個人面談が中止になったときは、個人面談のかわりに園に対する要望や子どもに対する質問等のアンケートを実施して保護者の意向を把握し保育の改善につなげている。前回の第三者評価で提案のあった個人面談を実施し、意見・要望を聴きとる機会となっている。今後は、どの職員が対応しても組織的に動けるように、相談や意見等の対応のフロー図（対応マニュアル）を作成することを期待する。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	<p>b</p> <p>毎月、「園施設安全点検チェック表」を使用して点検を実施しており、危険箇所等があった時は、都度、報告して改善している。「ヒヤリハット」の集計係を決めて、傾向・分析・反省を考察し対応策を職員会議にかけて再発防止につなげている。評価調査の訪問時には、保育室の上部の棚に物が置いてあった。「安全管理マニュアル」には、「棚やロッカーの上には物を重ねて乗せない」ことが記載してある。今後は、リスクに関するマニュアルは全職員で再確認し点検していくことを期待する。</p>
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	<p>a</p> <p>「感染症マニュアル（予防・対応・ノロウイルス）」「感染症保護者対応マニュアル」を作成している。感染症対策委員を設置し、予防に対する対策を職員に指示して、評価・見直しを行っている。ノロウイルス感染症では、嘔吐時などにすぐ対応できるよう各クラスに「対応セット」を用意してあり、実地訓練を行っている。保護者へは流行性の感染症等が発生したとき園内に掲示をするとともに、法人のホームページで情報提供をしている。</p>
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	<p>b</p> <p>災害時の対応体制（職員体制、避難先、避難方法、ルート確認等）を定めて防災教育訓練を実施している。実施訓練は担当職員を月ごとに替えて通報訓練（非常ベル、非常電話）を行い、どの職員であってもすぐに対応できるようにしている。実施訓練後は、反省をもとに次の訓練につなげている。園内に不在の子どもと職員や保護者の安否確認は、より迅速に確実となるように、ICT化の準備を進めている。備蓄食料は、アレルギー食を含めて3日分を給食業者に準備させている。今後の災害時に備えて、職員は、自分自身の安全を確保することが子どもを守るために必要であるため、ヘルメットや防災頭巾を準備することを期待する。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	<p>b</p> <p>食事の配膳など生活の流れについての業務手順を職員間で共有して保育にあたっている。乳児・幼児の職員会議で子どもの対応について気づいたことなど話し合いをしている。職員が共通意識を持って対応すべきことなどはプリントにして配布し、全職員に周知している。今後、職員が共通の認識を持って保育を実施していくために、プライバシーの配慮等を含んだ標準的な実施方法（モデルとなる保育）を文書化していくことを期待する。</p>
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	<p>b</p> <p>生活の流れなどの業務手順は職員会議の中で、見直しをしている。手順書の見直しをPDCAのサイクルによって継続的に行うことは保育の質に関する職員の共通認識を育てることもつながる。今後、標準的な実施方法（モデルとなる保育）を作成後には定期と都度に見直し、職員や保護者等の意見や提案が反映されることを期待する。</p>

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b 子どもの生活や身体の状態とともに、保護者のニーズは、日々の送迎時や個人懇談会を通して把握しているが、個別指導計画には、保護者の意向についての記載欄がなく、アセスメントが十分に活かされていない。個別指導計画は3歳以上児に義務付けはないが、気になる子どもについては、個別指導計画を作成している。日々の保育記録で、配慮事項を個別に記録する等、年齢に関わらず、個を大切に保育を基盤としているため、3歳以上児についても、クラス別指導計画に個々の子どもの育ちのポイントを記載するなど、アセスメントを活かした指導計画の作成に期待したい。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b 担当職員が作成した指導計画は、子どもの姿、評価、反省、自己評価へとつなげて、評価・見直しをする書式となっている。作成された指導計画の評価・見直しは、乳児担当会議・幼児担当会議を経て、全体職員会議で話し合い、次の指導計画につなげている。このように評価・見直しは、一連の流れとして実施されている。但し、指導計画の評価・見直しは、保育の質の向上に関わる課題を明確にして、次に活かすためのものであり、PDCAサイクルを継続的に実施するための手順が必要である。保護者のニーズを保育・支援の状況等に反映させるためにも、手順方法を明文化することに期待したい。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b 指導計画にもとづく保育の実践を通して、子どもの気になるところや育ちを毎日、記録している。また、保護者の家庭や心身の状態等を踏まえて把握した子どもの様子を記録している。乳児・幼児職員会議、全体職員会議で子どもの状況等で全職員が共有すべきことはプリントにして配布している。職員会議記録はチェック欄を設けて伝え漏れのないように努めている。子どもの発達等の記録はパソコンに入力しており、職員がいつでも見られるようになっている。但し、情報共有の制限等については取り決めは明確ではない。パソコンの閲覧については、情報の共有化に向けたICT導入の途上でもあるので、今後期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a 「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理取り扱いマニュアル」をもとに、子どもに関する記録の保管（電子データ）はサーバーで保存し法人が一括管理している。情報開示については法人事務局が受付窓口となっているが、園の保護者については法人の許可を取って園長が開示することになっている。職員は個人情報保護規定を遵守している。個人情報の取り扱いについては、保護者に説明し園内に掲示している。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	全体的な計画は、保育所保育の全体像を示すものとして重要である。指導計画による一貫性・連続性のある保育実践へつなげるためにも、保健計画や食育計画、長時間にわたる保育などの位置づけに期待したい。また、保育に関わる職員の参画のもと、地域の実態や子どもと家庭の状況の把握、保護者ニーズの反映等を全体的な計画に活かし、定期的な評価・改善に期待したい。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	室内には、温湿度計を設置し、空調で換気を管理している。遊具や設備は、毎日消毒作業をしている。夜間に、専門業者が保育所の全体的な清掃をしている。築年数の経過する保育室は、季節感ある装飾を工夫し、2歳児の保育室に新たに排泄コーナーを設け環境を整えている。保育室はコーナー分けして、欧州の知育玩具等、発達に合わせた遊具を置き、想像力やプログラミング能力を伸ばす目的でブロックも取り入れている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	子どもの家庭環境や生活リズム、発達の差を把握・理解することで子どもを受け止め、子どもが自分の気持ちを安心して表せるように関わっている。特に、気持ちが不安定な子どもに対しては、じっくりと関わりが持てるように、保育士間で協力しながら進めている。但し、不用意に子どもを急がせたり制止する場面もあり、配慮の必要性を認識している。「新幹線に乗ってスピードアップね」などの言葉の置き換えや、職員間で「NGワード」等を今一度共有化し、職員全体のものとなるよう期待したい。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	生活習慣の習得は、子ども自身の尊重と本人のペースに合わせた適切な時期を見極めている。家庭の生活状況や生活リズムにも配慮している。排泄や衣類の着脱などがスムーズに行えない場合は、保育士が分かりやすく教え、子どもが自分でやろうとする気持ちを育てている。食事は、和やかな楽しい雰囲気の中で食べることの大切さも伝えている。成長に合わせて自分の持ち物を管理できる環境を整えている。特にコロナ禍の現在は、手洗いやうがい、マスクの管理などを自ら行えるようにし、病気の予防や健康についての生活習慣を身につけるように援助している。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>年長児が、お店屋さんごっこを企画し、売り物から出店まで自分たちで手作りをして、乳児も含めた年下の在園児を楽しませた。コーナー保育を取り入れて、遊びに集中できる環境を整え、遊びを通じて、子ども同士のコミュニケーションが高まるようにしている。年間行事の中身は、保育士がルーティンで決めるのではなく、子どもがやりたいことを引き出すようにしている。保育士は、子ども同士が話し合い共同で作り上げることで、一緒に楽しみ達成感や充実感を味わうようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>入所は、生後10ヵ月からとなっているため、1歳未満時の保育室で保育している。0歳児は、1歳児の姿を見て、難しい遊びに興味を持ち、探索行動が活発になっている。また、原色の知育玩具の使用も効果的である。保育は特定の職員を中心に愛着関係を築き、安心して園で過ごすようにしている。0歳児室が手狭であり可能な限り工夫はなされてはいるが、ゆったり感や居心地の良さにおいては物理的に難しい面がある。新園舎までに、更なる0歳児における環境構成に期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>落ち着いた雰囲気環境と、探索行動が十分とれる活動しやすい環境を整え、動と静のバランスをとった保育環境を整えている。子どもの個々の成長に合わせて、体を使った遊びや園庭での砂場遊び、絵本やわらべ歌遊びを取り入れ、制作等の表現活動で日本古来の季節行事を身近に感じられるようにしている。また、保育士が子どもの興味や関心に合わせて玩具を手作りし、探索活動を活発にしている。子どもの気持ちを受け止めて励まし、食事や排泄、衣類の着脱など自分でできた事を認めながら情緒の安定や発達を促している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児の菜園活動では、野菜の成長・収穫だけではなく、かかし制作や、野菜に集まる虫の観察を通して、蛹から蝶、卵からカブトムシなどを飼育し、発表会でこれら生き物に扮する創作劇へと発展的保育を行った。4歳児は、パネルシアターや絵本等の内容から、子ども自らが、制作に発展させている。また子ども達が畑で育てた大豆を節分の豆まきにした。5歳児は、就学に向けた目標を話し合い、発表会では劇の背景画や小道具作りに挑戦した。このように子どもが目標を立て意欲的に活動するのを促している。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>現在、障がいの診断を受けた子どもはいない。但し、集団行動や感情コントロールが難しい子どもに対しては、気持ちを受け止めて、子ども同士の関係性にも配慮しながら関わっている。保護者とは子どもの成長を話し合うなかで保育に活かしている。保育士の自己評価では、専門機関との連携や気軽に相談できる体制を求めている。障がい児保育の理解を深め、保育環境に活かすことができるように、児童発達支援センターの巡回教室等の社会資源の活用や、専門の研修を受講するなど期待したい。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>地域の実態から、保護者の中には季節により就労時間の変動がある。特に夏場は在園時間が長くなるため、子どもの体調管理が重要になる。夕方以降は、ゆったりと過ごせるように、可能な限りクラス別保育にして、少人数で好きな遊びをしている。年齢の低い子どもには、必要に応じて補食の提供や短時間睡眠を実施している。クラスノートや一覧表で、保育士間の引継ぎをして保護者へ子どもの一日の様子を伝えている。指導計画には、早朝・延長に分けて長時間保育についての配慮事項はあるが、具体的な日々の保育の計画はない。連動性ある計画の策定に期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>就学後のスキー授業を想定し、町のスキー連盟の協力を得てスキーの基礎を学んだ。授業の一環で小学2年生が訪園した際は、園児も小学生を身近に感じる機会となった。園は、隣接環境を生かした授業見学等を保育に活かしていきたいとの考えを示している。また、保護者の不安軽減のために、小学校入学月の下校時間や給食開始日、児童館などの入学後の情報の提供も模索している。今後は、幼稚園・保育園・小学校との連携を強化して、子どもの育ちの共有化を積極的に図っていくことに期待したい。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>年間保健計画には、日常生活の健康管理等の対応や、感染症発生時の対応方法を定め、年齢別4期毎に計画して反省・評価を行い保育に活かしている。感染症対策は文書や「園だより」で周知している。園内や玩具等を消毒している。子どもの朝の体温や体調変化を保護者から聞き取り、夕刻も体温測定している。0歳1歳児は乳幼児突発死症候群（SIDS）に配慮して、午睡時に15分毎プレスチェックをしている。子どもの健康管理に関しては職員全体で共有し、基礎的な知識を再確認することが期待される。また、保護者にも子どもの健康状態に関わる必要な情報を提供することに期待したい。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>年に2回内科健診と歯科検診を実施し、結果は保護者へ通知して、個人記録に残し職員間で共有している。新型コロナウイルス感染防止のため、全園児の歯磨きを中止している。年1回歯科衛生士による虫歯教室があり、歯磨き指導を行っている。また、子どもに健康を考えさせるために、3歳未満児には、絵本を読み聞かせたり、ごっこ遊びを通して教え、3歳以上児には「耳が痛い、お腹が痛くなった」「血の働きや栄養について」などの紙芝居を見せしている。このように子どもが自分の体を大切にして意識できるようにしている。</p>

<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー疾患や慢性疾患等は、子どもの入園時に保護者から、離乳食問診表や実際のアレルギー症状、検査結果などを聞き取り、該当の食材を把握している。食事の提供には、誤食防止のため注意事項を取り決めている。但し、アレルギー対応ガイドラインは充分活用できていない。保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の理解や、保育所での生活上の注意点等を網羅した様式の運用、及び緊急時対応マニュアル等の整備に期待したい。また、緊急時に備えエビペン講習を交えた研修の実施に期待したい。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>年齢別年間食育計画の目標に沿って、食を営む力の基礎を育てている。献立に、子どもたちが育てた野菜を利用したり、食にまつわる絵本や紙芝居、手遊びを交えて、食の意識づけをしている。食事時間は、自由な席に座れて、子ども同士の食を通じたコミュニケーションの場となっている。食事量は、個々の状態に合わせて調整し、好きなおかずのおかわりも自由にできる。コロナ禍の自粛で、外出が制限された時には、遠足時と同じスタイルで、園提供のお弁当を戸外で楽しんだ。給食便りのコラム紙には日本古来の食文化や珍しい献立を載せ保護者へ発信している。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>離乳食は保護者と情報共有し食事形態や食材を吟味し提供している。検食簿には子どもの食事状況や献立の中で食が進まない子どもが多いなどの調味の点も記載し次回の調理に反映している。給食会議は栄養士・調理員等と日々の献立や行事食を調整し、子どもの食育を推進できるよう検討している。毎日果物を取り入れ、秋は地元産の新鮮な葡萄や林檎等を提供している。栄養士や調理師がクラスの食事の様子を見て子どもの意見を聞いている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>個別懇談会では、保護者からの相談を受けて、保育の相互理解を図っている。全クラスが連絡票により、送迎時に情報を共有している。しかし、2歳誕生日以降は乳児用の連絡ノートが途切れ、保護者の中には戸惑いもある。このため、より丁寧な情報の提供が期待される。また、保育参観日は保護者が保育の意図や子どもの活動に触れ、保育士も子どもが保護者との関わりで園では見られない姿を確認する機会ともなっている。この保育参観を「保育参加」に場面設定して、保護者が直接子どもと触れ合い、働きかけの機会とする意向があり、実現に期待したい。</p>

A-2-(2) 保護者等の支援		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保護者に対する支援としては、送迎場面での保護者への対応や個別懇談会があり、子ども個々の様子を事前に整理し、園と家庭での様子をお互いに伝達し合い対応している。「個人懇談記録」に内容を記録して、保育士間で情報共有をして保護者支援と保育に生かしているが、さらに支援力を高めたいとの内省もある。「保護者支援・子育て支援」などの外部研修の受講や、参考文献、内部研修での気づきを職員間で共有しながら、今後の相談援助の実践的なスキル向上につなげることに期待したい。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>虐待等の権利侵害の兆候を見逃さないために、子どもの心身の状態や家庭環境の把握に努めている。日々の保育の中で子どもが発する態度や言動から、家庭での過ごし方や、保護者が抱える困りごとを、聞き取るようにしている。保護者への支援を行う中で、子どもの持つ力を伝えている。「子どもの虐待対応の手引き」は園に備えてあるが、十分に活用されていない。「虐待の疑い発見チェックリスト」等を利用して、虐待の早期の発見・対応を全職員が理解し、園として組織的に虐待の予防・対応の流れを明確にしていくことに期待したい。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>保育士は、担当クラスの子どもの姿や周囲の状況を記録して、日々、創意工夫している。その保育実践が、子どもの育ちと指導計画に基づく保育内容となっているかを振り返って、保育の質の向上を目指している。また、子どもへの関わりを自己分析する「セルフチェックリスト」を実施している。但し、コロナ禍により自己評価を保育士間で話し合う機会は減少していた。今後は、機会を確保することを含めて、保育が保育士をはじめ多様な職種や職務の職員が協働して行う観点から、保育士以外の職員や非常勤職員を含めた自己評価の実施にも期待したい。</p>